

原子力施設等におけるトピックス
(令和4年1月10日～1月16日)

令和4年1月19日
原 子 力 規 制 庁

○令和4年1月10日～1月16日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

○主要な原子力事業者(*)の原子力事業所内で令和4年1月10日～1月16日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限(LCO)から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関係する事案で、事業者がプレス公表したもの

*……原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃株

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
1月13日	日本原子力発電株式会社	敦賀発電所	敦賀発電所2号機における運転上の制限からの逸脱について	・LCO逸脱 13日 14:01 (保安規定第273条) ・LCO復帰 14日 12:40

<参考> 海外の原子力施設におけるトピックス

該当なし

<その他>

該当なし

(別紙)

別紙1 日本原子力発電株式会社からの報告の概要

別紙2 日本原子力発電株式会社 HP 掲載資料

原子力規制委員会について

原子力の規制

放射線防護・原子力防災

安全研究・調査

法令・手続・文書

目的別メニュー

緊急情報

24時間以内に緊急情報はありません。



緊急時ホームページ／メール登録

情報提供

3日以内に情報提供はありません。



緊急時ホームページ／メール登録

現在位置

[トップページ](#) [法令・手続・文書](#) [規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等の文書](#) [規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等文書 原子力施設別表示](#)

[原子力発電所の規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等文書](#) [日本原子力発電株式会社 敦賀発電所](#)

日本原子力発電（株）から敦賀発電所2号機における運転上の制限からの逸脱に係る報告を受理

原子力規制委員会

掲載日：2022年1月13日

日本原子力発電（株）から敦賀発電所2号機における運転上の制限からの逸脱に係る報告を受理

原子力規制委員会は、令和4年1月13日に日本原子力発電株式会社から、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第87条第9号の規定に基づき、敦賀発電所2号機の運転上の制限（注）からの逸脱について報告を受けました。

（注）運転上の制限

保安規定において、多重の安全機能を確保するため、予備も含めて動作可能な機器（ポンプ等）の必要台数等を定めているものです。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、速やかに修理等の措置を行うことが求められます。なお、それらの措置を講ずれば、保安規定違反に該当するものではありません。

関係資料

[敦賀発電所2号機 Aディーゼル発電機シリンド冷却水ポンプ出口配管フランジ部からの冷却水漏れによる待機除外について【PDF: 237KB】](#)

関係ページ

[日本原子力発電株式会社 敦賀発電所 規制法令及び通達に係る文書](#)

お問い合わせ先

原子力規制庁
原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門 安全規制管理官（実用炉監視担当）：武山 松次
担当：実用炉監視部門 高須、小野

電話（直通） **03-5114-2262** 電話（代表） **03-3581-3352**

利用規約

プライバシーポリシー

アクセシビリティについて



 **原子力規制委員会** (法人番号 9000012110002)

〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号 電話番号：03-3581-3352（代表） [\[地図・アクセス\]](#)

原子力に関するお問い合わせ：03-5114-2190

Copyright © Nuclear Regulation Authority. All Rights Reserved.

(原子力規制委員会HP掲載)

敦賀発電所2号機 Aディーゼル発電機 シリンドラ冷却水ポンプ出口配管フランジ部からの冷却水漏れによる待機除外について

敦賀発電所2号機は第18回定期検査中のところ、1月12日14時41分頃、Aディーゼル発電機の負荷試験中において、シリンドラ冷却水ポンプ出口配管フランジ部（以下、「当該フランジ部」という。）より約3滴／秒の冷却水が漏れていることを当社運転員が確認しました。

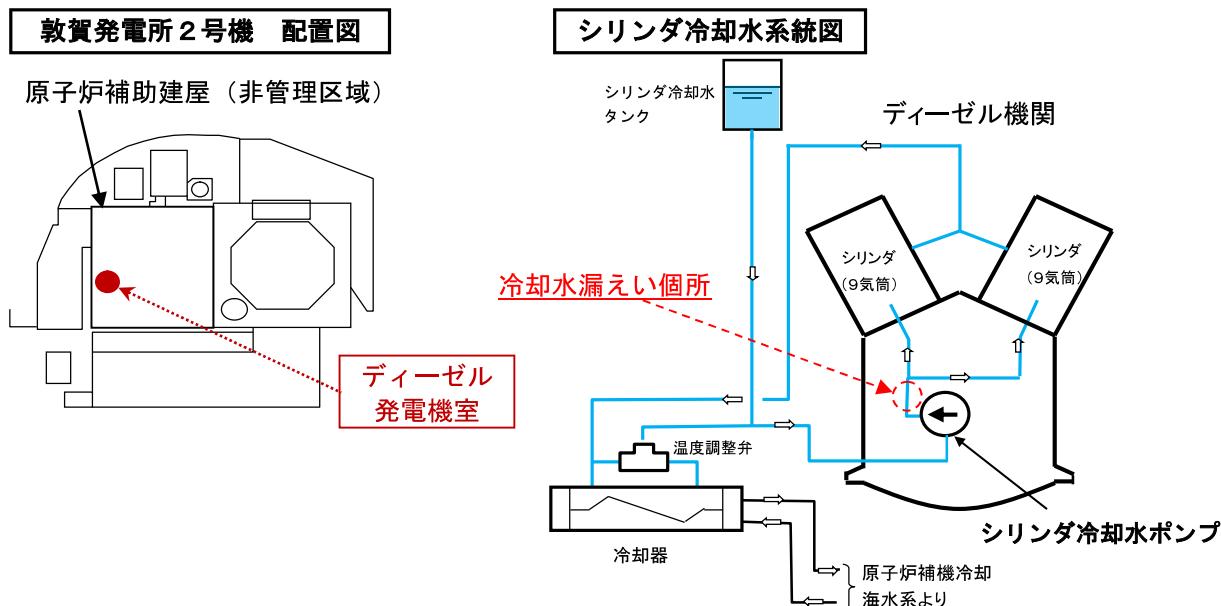
このため、当該フランジ部の増し締めを行いましたが改善が見られないことから、本日、14時01分にAディーゼル発電機を待機除外とし、保安規定第273条^{*}で定める運転上の制限を満足していないと判断しました。（Bディーゼル発電機は、点検作業により待機除外しており、高圧電源車が待機中。）

今後、点検作業により待機除外中のBディーゼル発電機を速やかに復旧した後、Aディーゼル発電機については、当該フランジ部の補修を行います。

本事象による周辺環境への影響はありません。

^{*}：保安規定第273条

モード1、2、3及び4以外において、ディーゼル発電機を含め2台の非常用発電設備が動作可能であることが規定されている。





2022年1月14日
日本原子力発電株式会社

敦賀発電所2号機 Aディーゼル発電機

**シリンド冷却水ポンプ出口配管フランジ部からの冷却水漏れによる待機除外について
(Bディーゼル発電機の復旧に伴う、運転上の制限の逸脱からの復帰)**

敦賀発電所2号機は第18回定期検査中のところ、1月12日14時41分頃、Aディーゼル発電機の負荷試験中において、シリンド冷却水ポンプ出口配管フランジ部（以下、「当該フランジ部」という。）より約3滴／秒の冷却水が漏れていることを当社運転員が確認しました。

このため、当該フランジ部の増し締めを行いましたが改善が見られないことから、本日、14時01分にAディーゼル発電機を待機除外とし、保安規定第273条^{*}で定める運転上の制限を満足していないと判断しました。（Bディーゼル発電機は、点検作業により待機除外しており、高圧電源車が待機中。）

今後、点検作業により待機除外中のBディーゼル発電機を速やかに復旧した後、Aディーゼル発電機については、当該フランジ部の補修を行います。

本事象による周辺環境への影響はありません。

※：保安規定第273条
モード1、2、3及び4以外において、ディーゼル発電機を含め2台の非常用発電設備が動作可能であることが規定されている。

（2022年1月13日お知らせ済み）

その後、点検作業により待機除外としていたBディーゼル発電機を復旧し、起動確認等にて正常に動作することが確認できたことから、本日12時40分に保安規定の運転上の制限を満足する状態に復帰しました。

なお、Aディーゼル発電機については、当該フランジ部の補修作業を継続して行っています。

以上

（日本原子力発電株式会社HP掲載）